

愛媛県環境影響評価審査会

会 議 次 第

〔 日時 令和7年5月29日(木) 9時30分から 〕
〔 場所 水産会館6階 大会議室 〕

1 開 会

2 議 題

(仮称) 三崎ウインドパークリブレース事業環境影響評価方法書

3 閉 会

資 料 目 次

頁

資料 1	愛媛県環境影響評価審査会委員名簿・・・・・・・・・・	1
------	----------------------------	---

【(仮称)三崎ウインドパークリブレース事業環境影響評価方法書】

資料 2	事業の概要・・・・・・・・・・	2
資料 3	環境影響評価手続・・・・・・・・・・	3
資料 4	関係町長意見・・・・・・・・・・	4
資料 5	住民等意見に対する事業者の見解・・・・・・・・・・	6
資料 6	伊方町長意見に対する事業者の見解・・・・・・・・・・	27

愛媛県環境影響評価審査会委員名簿

【任期：令和 8 年 9 月 24 日まで】

氏 名	現 職 等
<会長> たかはし じろう 高橋 治郎	愛媛大学名誉教授
<会長代理> かきはら ふみか 柿原 文香	元愛媛大学農学部教授
ありみつ ゆたか 有光 隆	元愛媛大学大学院理工学研究科准教授
き だ あきこ 貴田 晶子	（一社）建築物石綿含有建材調査者協会代表理事 元愛媛大学農学部客員教授
くにすえ たつや 国末 達也	愛媛大学沿岸環境科学研究センター教授
さとう ひさこ 佐藤 久子	元愛媛大学大学院理工学研究科教授 愛媛県環境創造センター長
しももと み え 下元 美恵	（公社）愛媛県建築士会女性委員会副委員長
ひ だか かずまさ 日鷹 一雅	元愛媛大学大学院農学研究科准教授
むらかみ やすゆき 村上 恭通	愛媛大学法文学部教授 アジア古代産業考古学研究センター長
や た べ りゅういち 矢田部 龍一	愛媛大学名誉教授

(仮称) 三崎ウインドパークリプレイス事業の概要

1 事業者 三崎ウインド・パワー株式会社

2 事業の目的

環境負荷の少ない風力発電の設置を推進し、得られたクリーンエネルギーにより、安定かつ効率的な電力供給に今後も寄与し、地域社会へ貢献するため、既設風力発電所である三崎ウインドパークの撤去後の跡地を利用し、リプレイスを行う。

3 対象事業の種類

風力発電所の設置の工事の事業

条例対象事業	出力が5,000kW以上である風力発電所の設置の工事の事業
--------	-------------------------------

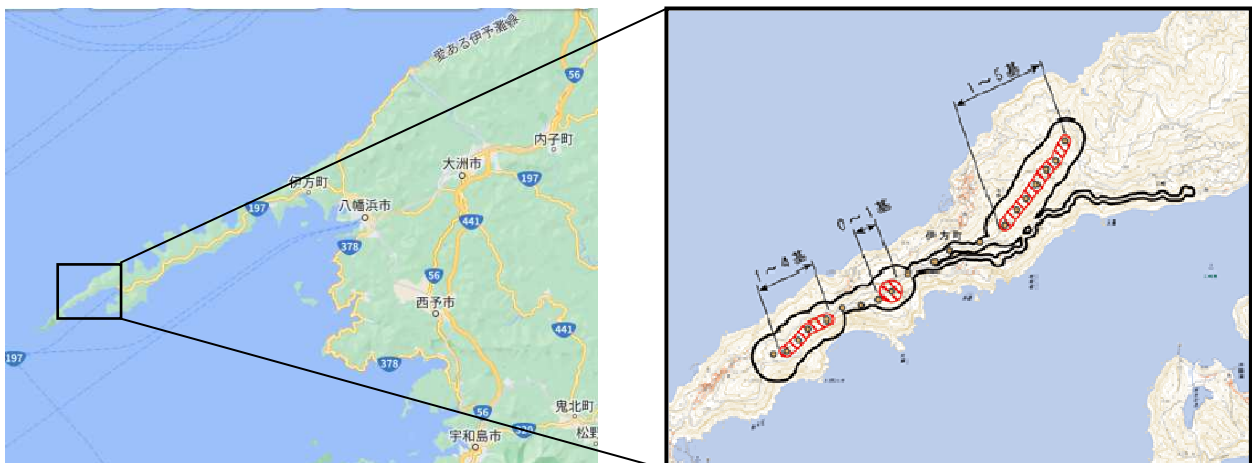
【参考】法対象 50,000kW以上（第一種事業）、37,500kW以上（第二種事業）

4 対象事業の規模

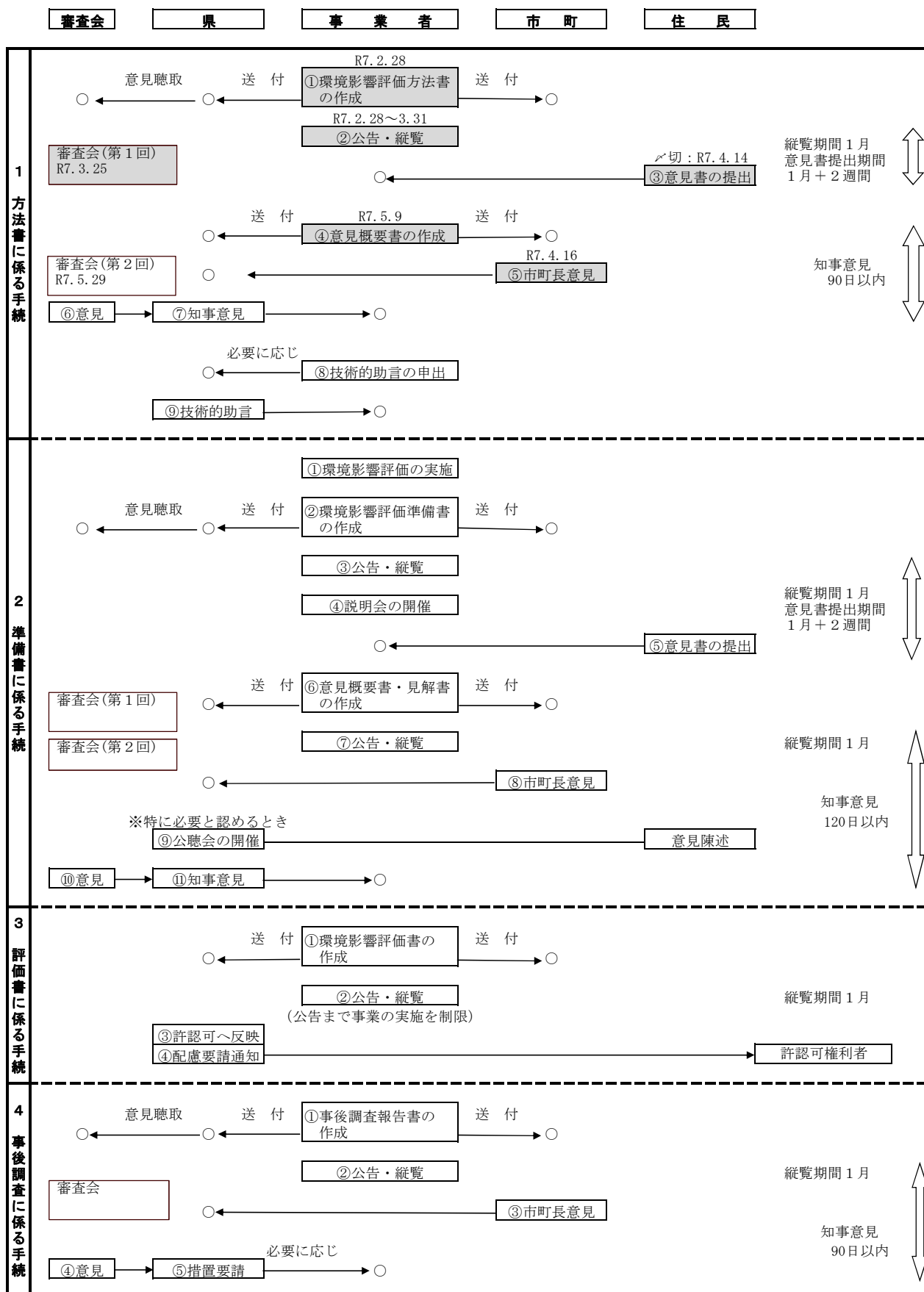
	総出力	単基出力及び基数
建替え施設	最大34,400kW	最大4,300kW×最大8基
既設	20,000kW	1,000kW×20基

5 対象事業実施区域 伊方町三崎他（既存事業の範囲内）

6 環境影響を受ける範囲であると認められる地域 伊方町



(仮称) 三崎ウインドパーククリプレス事業に係る愛媛県環境影響評価条例の手續



注) □内の網掛けは実施済の手續

伊町第 380 号
令和 7 年 4 月 16 日

愛媛県知事 中村 時広 様

伊方町長 高門 清彦
(公 印 省 略)

(仮称) 三崎ウインドパークリプレイス事業に係る環境影響評価方法書
について (回答)

令和 7 年 2 月 28 日付、6 環第 918 号で照会のありました標記の件につき
まして、別紙のとおり意見を付して回答いたします。

**(仮称) 三崎ウインドパークリプレイス事業に係る
環境影響評価方法書に対する意見**

頁	意 見 等
	本事業は、三崎ウインド・パワー（株）が伊方町において、平成 19 年 3 月から稼働している風力発電設備 20 基（総出力 20,000kW、定格出力 1,000kW）を撤去し、新たに大型化した風力発電設備最大 8 基（総出力を 34,400kW、定格出力 4,300kW）に建替える事業である。 このため、風力発電設備の大型化や設置場所等により、周辺地域の生活環境や自然環境に影響を及ぼす恐れがあるため、その対策には万全を期す必要がある。 ①環境影響評価を行う過程において、評価項目及び手法の選定等に係る事項に新たな事情が生じた場合は、必要に応じて評価項目及び手法の見直しを行うなど、適切に対応すること。 ②事業周辺地域住民の一部の方から、騒音等の懸念により建設反対の意見が伊方町に提出されているため、地域住民等に丁寧な説明を行い、理解を得られるよう十分に配慮すること。 ③動植物の生息・生育環境の保全など、本事業の実施に伴う環境影響が回避又は低減されるよう十分に配慮すること。 ④新規風力発電機の構造は既設の 1.50 倍以上となる計画であるため、騒音・超低周波音・風車の影による住宅・農地等の周辺施設への影響を可能な限り回避、低減できるよう十分に配慮すること。

※上記欄が不足する場合は、お手数ですが、適宜欄を追加する等してご記入ください。

(仮称)三崎ウインドパークリブレース事業
環境影響評価方法書についての
意見の概要及び事業者の見解

令和7年5月

三崎ウインド・パワー株式会社

目次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	2
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会	3
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握	4
(1) 意見書の提出期間	4
(2) 意見書の提出方法	4
(3) 意見書の提出状況	4
第2章 環境影響評価方法書について環境の保全の見地から提出された意見の概要及びこれに対する事業者の見解	5

第 1 章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「愛媛県環境影響評価条例」(平成 11 年条例第 1 号) 第 5 条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書及びその要約書を公告の日から起算して約 1 か月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

令和 7 年 2 月 28 日(金)

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告(別紙 1 参照)

令和 7 年 2 月 28 日(金)付けの以下の日刊新聞紙に「公告」を掲載した。

- ・愛媛新聞

② 地方公共団体の広報誌によるお知らせ

以下の広報誌に「お知らせ」を掲載していただいた。

- ・愛媛県県報 第 588 号 令和 7 年 2 月 28 日 p. 103 (別紙 2 参照)
- ・広報いかた 2025 年 3 月号(No. 240)p. 7 (別紙 3 参照)

③ インターネットによるお知らせ

以下の URL に「お知らせ」を掲載した。

- ・当社ホームページ(別紙 4 参照)

<https://misakiwindpower.com>

また、以下のウェブサイト情報が掲載された。

- ・愛媛県のウェブサイト(別紙 5 参照)

(3) 縦覧場所

自治体庁舎 4 か所において縦覧を行った。また、インターネットの利用による縦覧を実施した。

① 自治体庁舎

- ・ 愛媛県県民環境部環境局 環境・ゼロカーボン推進課
(愛媛県松山市一番町 4 丁目 4-2)
- ・ 伊方町役場 (愛媛県西宇和郡伊方町湊浦 1993 番地 1)
- ・ 伊方町三崎支所 (愛媛県西宇和郡伊方町三崎 692 番地)
- ・ 伊方町瀬戸支所 (愛媛県西宇和郡伊方町三机乙 3003 番地 6)

② インターネットの利用

- ・ 当社ホームページ (別紙 3 参照)
<https://misakiwindpower.com>

(4) 縦覧期間

令和 7 年 2 月 28 日(金)から令和 7 年 3 月 31 日(月)までとした。なお、インターネットによる縦覧は令和 7 年 4 月 14 日(月)まで継続した。

自治体庁舎は土・日曜日、祝日を除く開庁時とし、インターネットは縦覧期間中、常時アクセス可能とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数 (意見書箱への投函者数) は 0 名であった。

(内訳)

- | | |
|----------------------------|-----|
| ・ 愛媛県県民環境部環境局 環境・ゼロカーボン推進課 | 0 名 |
| ・ 伊方町役場 | 0 名 |
| ・ 伊方町三崎支所 | 0 名 |
| ・ 伊方町瀬戸支所 | 0 名 |

2. 環境影響評価方法書についての説明会

「愛媛県環境影響評価条例」(平成 11 年条例第 1 号) 第 7 条の 2 の規定に基づき、当社は方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。(別紙 1～別紙 5 参照)

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

- ・ 開催日時：令和 7 年 3 月 12 日(水)18 時 00 分から 19 時 20 分まで
- ・ 開催場所：伊方町串集会所(愛媛県西宇和郡伊方町串 525 番地)
- ・ 来場者数：12 名

- ・ 開催日時：令和 7 年 3 月 13 日(木)18 時 00 分から 19 時 00 分まで
- ・ 開催場所：伊方町与俣集会所(愛媛県西宇和郡伊方町与俣 893 番地)
- ・ 来場者数：19 名

- ・ 開催日時：令和 7 年 3 月 14 日(金)18 時 00 分から 18 時 50 分まで
- ・ 開催場所：伊方町三崎支所(愛媛県西宇和郡伊方町三崎 692 番地)
- ・ 来場者数：8 名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「愛媛県環境影響評価条例」(平成 11 年条例第 1 号) 第 8 条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。(別紙 6、別紙 7 参照)

(1) 意見書の提出期間

令和 7 年 2 月 28 日(金)から令和 7 年 4 月 14 日(月)までの間とした。

(縦覧期間及びその後 2 週間とし、郵便受付は当日消印有効とした。)

(2) 意見書の提出方法

① 縦覧場所及び説明会会場に備え付けた意見書箱への投函

② 当社への郵送による書面の提出

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は、意見書箱への投函 0 通、郵送によるもの 1 通、計 1 通であった。

① 縦覧場所及び説明会会場に備え付けた意見書箱への投函

・ 愛媛県県民環境部環境局 環境・ゼロカーボン推進課 0 通

・ 伊方町役場 0 通

・ 伊方町三崎支所 0 通

・ 伊方町瀬戸支所 0 通

小 計 0 通

② 当社への郵送による書面の提出 1 通

第2章 環境影響評価方法書について環境の保全の見地から提出された意見の概要及びこれに対する事業者の見解

「愛媛県環境影響評価条例」(平成11年条例第1号)第8条の規定に基づき、環境影響評価方法書について、環境の保全の見地から提出された意見の概要及びこれに対する事業者の見解は表2-1のとおりである。

表2-1 環境影響評価方法書について提出された意見の概要及び事業者の見解

(意見書1)

No.	意見の概要	事業者の見解
1	土砂災害及び住環境の悪化の恐れがあるため、本事業の撤回を求めます。 ■既存道路の拡幅 工事用道路として県道256号(佐田岬三崎線)の拡幅が予定されています(方法書p.17)。風車の大きさから判断して、道幅を上げなければならない箇所が多くあると予想します。県道256号は傾斜角30°を超える急傾斜地を横断しており、土砂災害の危険箇所も数多く存在します(図3.2-19)。現在の道幅を上げるのは危険であると考えます。道幅を上げれば、盛土、切土が大きくなり、地震や豪雨に対してより脆弱になるだけでなく、復旧にも長い時間と多くの費用が必要になります。この道は伊方原発事故時の避難経路になっており、寸断の可能性をできる限り低くし、通行止め期間をできる限り短くすることが重要であると考えます。従って、この道は拡幅せず、現在の道幅を保って点検を強化し、脆弱な部分をこまめに補強することが、災害に対するより良い備えであると考えます。	県道256号を含めた既存道路の拡幅につきましては最小限の範囲にとどめるよう検討しており、現時点では全4箇所の拡幅を予定しております。なお、当該拡幅予定箇所について、八幡浜土木事務所とも協議を行っております。 また、拡幅工事に際しては、可能な限り全面通行止めとすることは避け、やむを得ず全面通行止めとする場合にも、対象期間の短縮等、交通への影響を最小限とすべく検討を進めてまいります。 管理道路の盛土・切土を含む造成地については、各法令に基づき関係機関の許可を取得した上で開発を行うこととなりますので、国や愛媛県の厳しい審査・指導を受け、その指導内容を適切に事業計画に反映し実施してまいります。
2	■既存事業に対する苦情と対策。 本事業は既存事業のリブレース事業ですから、既存事業に寄せられた苦情とそれに対して取られた対策を整理して記載してください。	既存事業について、過去騒音等の観点で苦情が寄せられたこともあります。その都度丁寧な対話を行い、適切な対策を講じてまいりました。 過去寄せられた苦情に対する主な対策として、一部住民の方のご要望を受け、2007年3月より11～14号機の風車について夜間(18時～翌8時)の運転を停止しております。その後、近隣住民の方々との協議を重ね、11～13号機については終日運転停止、14号機については運転再開いたしました。 これまでの対策の結果、現在は既存事業に対する苦情は寄せられておらず、当初17年間としていた事業期間に関しても、20年間まで延長することについて地元同意を取得しました。引き続きリブレース事業でも丁寧な対話を通じ、地元理解を得られるように努めてまいります。
3	■地下水位 対象事業実施区域は、周辺の集落の集水域の源頭部にあります。これらの集落は、井戸を整備していると思います。能登半島地震でも明らかになりましたが、大地震等の災害時には、特に重要なインフラです。樹木の伐採や土地の改変によって、地下水位が下がることが懸念されます。地下水位を評価項目に加えてください。	風力発電所建設にかかる土地の改変は尾根上のごく浅い範囲に限られます。したがって、周辺の地下水の量に影響を与えるリスクは極めて低いものと考えておりますが、事業を実施する前にボーリング調査により地下水位を把握し、地下水脈への影響を考慮した上で工事計画を策定いたします。

(意見書1つづき)

No.	意見の概要	事業者の見解																																						
4	■配慮が特に必要な施設及び住宅からの離隔距離 方法書によれば、配慮が特に必要な施設からの距離が600m、住宅からの距離が300mです(p.114)。これは、風車の大きさを考えれば近すぎると考えます。現在の風車が1000kW、本事業の風車は4300kWです。技術革新で可聴音は小さくなっているかもしれませんが、音圧は4.3倍ですから、特に低周波領域はかなり大きくなると思います。現在の風車のZ特性を測定して記載してください。また、本事業の風車のZ特性を掲載ください。	音圧は風車の大型化に等倍して増大するものではございませんが、可聴音に加え低周波音についても準備書の中で調査、予測及び評価を実施し、事業計画に反映いたします。 なお、低周波音領域（一般的には100Hz以下の周波数範囲）の内、20Hz以下の超低周波音領域に関して、「風力発電機施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成29年）によると、風力発電機から発生する超低周波音については、人間の知覚閾値を下回ること、他の騒音源と比べても低周波音領域の卓越は見られず、健康影響との明らかな関連を示す知見は確認されなかったとされております。 現地調査の測定データは、既設の風力発電機からの低周波音の影響が含まれている状況での測定値となり、低周波領域の音圧レベル（Z特性）の周波数分析を行い、分析結果については準備書において、現況把握を目的として既設の風力発電所から発生する低周波音の影響について記載する予定です。																																						
5	住宅からの離隔距離は、300m～400mは何戸、400m～500mは何戸のように、2kmの範囲内にある戸数を100m毎に一覧表にして掲載してください。	風力発電機の設置予定範囲から約2kmまでの範囲の住宅等の戸数は、以下の通りです。 <table><tr><th>風力発電機の設置予定範囲からの距離 (km)</th><th>住宅等の数 (戸)</th></tr><tr><td>0.3～0.4</td><td>41</td></tr><tr><td>0.4～0.5</td><td>53</td></tr><tr><td>0.5～0.6</td><td>52</td></tr><tr><td>0.6～0.7</td><td>19</td></tr><tr><td>0.7～0.8</td><td>29</td></tr><tr><td>0.8～0.9</td><td>34</td></tr><tr><td>0.9～1.0</td><td>23</td></tr><tr><td>1.0～1.1</td><td>8</td></tr><tr><td>1.1～1.2</td><td>0</td></tr><tr><td>1.2～1.3</td><td>0</td></tr><tr><td>1.3～1.4</td><td>0</td></tr><tr><td>1.4～1.5</td><td>6</td></tr><tr><td>1.5～1.6</td><td>12</td></tr><tr><td>1.6～1.7</td><td>8</td></tr><tr><td>1.7～1.8</td><td>10</td></tr><tr><td>1.8～1.9</td><td>15</td></tr><tr><td>1.9～2.0</td><td>26</td></tr><tr><td>合計</td><td>336</td></tr></table>	風力発電機の設置予定範囲からの距離 (km)	住宅等の数 (戸)	0.3～0.4	41	0.4～0.5	53	0.5～0.6	52	0.6～0.7	19	0.7～0.8	29	0.8～0.9	34	0.9～1.0	23	1.0～1.1	8	1.1～1.2	0	1.2～1.3	0	1.3～1.4	0	1.4～1.5	6	1.5～1.6	12	1.6～1.7	8	1.7～1.8	10	1.8～1.9	15	1.9～2.0	26	合計	336
風力発電機の設置予定範囲からの距離 (km)	住宅等の数 (戸)																																							
0.3～0.4	41																																							
0.4～0.5	53																																							
0.5～0.6	52																																							
0.6～0.7	19																																							
0.7～0.8	29																																							
0.8～0.9	34																																							
0.9～1.0	23																																							
1.0～1.1	8																																							
1.1～1.2	0																																							
1.2～1.3	0																																							
1.3～1.4	0																																							
1.4～1.5	6																																							
1.5～1.6	12																																							
1.6～1.7	8																																							
1.7～1.8	10																																							
1.8～1.9	15																																							
1.9～2.0	26																																							
合計	336																																							

(意見書1つづき)

No.	意見の概要	事業者の見解
6	■土石流 与修集落の二つの沢の上流部は砂防指定地であり、土石流の危険があります（図 3.2-15）。土砂の堆積場所は土砂災害警戒区域に指定されています（図 3.2-17）。ほぼ与修集落全域に及びます。土砂の発生場所は崩壊土砂流出危険地区に指定されています（図 3.2-16）。風車設置範囲はこの崩壊土砂流出危険地区と重なっています。ここが土石流の起点になります。ここを改変して風車ヤードを作ることば危険ですから避けてください。図 2.2-4(1) によれば、風車ヤードは 70m×45m です。そのほか、盛土、切土、沈砂池、アクセス道路への接続部分を加えれば 100m×100m 程度になり、現在の風車ヤードに比べてかなり大きくなると予想します。 以上	事業計画策定に当たっては、すべての風車設置箇所について詳細な地質調査を実施いたします。あわせて、環境影響評価とは別の手続き（林地開発許可等における申請手続き）を通して、災害防止の観点に適合するよう、県の関係部署とも協議を行い、安全に十分配慮した事業計画、工事計画を策定してまいります。

○日刊新聞紙による公告

・愛媛新聞（令和7年2月28日（金））

お知らせ

「愛媛県環境影響評価条例」に基づき、「(仮称)三崎ウインドパークリブリース事業 環境影響評価方法書」を縦覧し、説明会を開催いたします。

- 一、事業者の名称 三崎ウインド・パワー株式会社
代表者の氏名 代表取締役 岡垣 啓司
- 二、対象事業の所在地 愛媛県西宇和郡伊方町松四二六二番地二
(仮称)三崎ウインドパークリブリース事業
種類 風力発電所設置事業(陸上)
規模 発電設備出力:最大三万四千四百キロワット
- 三、対象事業実施区域 愛媛県西宇和郡伊方町
- 四、環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲 愛媛県西宇和郡伊方町
- 五、縦覧の場所及び時間 愛媛県民環境部環境局 環境・ゼロカーボン推進課、伊方町役場(本庁舎、瀬戸支所、三崎支所)
※いずれも土日・祝日を除く、開庁時
電子縦覧 <https://misakiwindpower.com>
縦覧期間 令和七年二月二十八日(金)から令和七年三月三十一日(月)まで
- 六、意見書の提出 環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入の上、縦覧場所に備え付けております意見書箱にご投函くださるか、令和七年四月十四日(月)までにお問い合わせ先へご郵送ください(当日消印有効)。
- 七、住民説明会の開催を予定する場所・日時
一、伊方町串集会所(愛媛県西宇和郡伊方町串五二五番地)
令和七年三月十二日(水)十八時から
二、伊方町与修集会所(愛媛県西宇和郡伊方町与修八九三番地)
令和七年三月十三日(木)十八時から
三、伊方町三崎支所(愛媛県西宇和郡伊方町三崎六九二番地)
令和七年三月十四日(金)十八時から
- 八、お問い合わせ先 三崎ウインド・パワー株式会社
〒七九六〇八一一 愛媛県西宇和郡伊方町松四二六二番地二
電話番号:〇八〇-一〇五五・八五八〇

※受付時間:午前九時から午後五時まで(土日・祝日を除く)

令和7年2月28日

愛 媛 県 報

第588号

(2) 縦覧期間

令和7年2月28日（金）から令和7年3月31日（月）まで
（土曜日、日曜日及び「国民の祝日に関する法律」に規定する
休日及び閉庁日は除く。）

(3) 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで（開庁時間に準ずる）

なお、方法書の電子版は弊社（三崎ウィンド・パワー株式会
社）ホームページ（<https://misakiwindpower.com>）において、
令和7年2月28日（金）～3月31日（月）まで閲覧いただけま
す。

6 方法書についての意見書の提出期限及び提出先並びにその他意
見書の提出に必要な事項

(1) 提出期限 令和7年4月14日（月）まで

(2) 提 出 先 〒796-0811

愛媛県西宇和郡伊方町松4262番地2

三崎ウィンド・パワー株式会社

電話 080-1055-8580

(3) 提出方法 郵送（当日消印有効）又は縦覧場所に設置された
意見書箱への投函による

(4) 意見書に記載すべき事項

ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他
の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務
所の所在地）

イ 意見書の提出の対象である方法書に記載された対象事業の
名称

ウ 方法書についての環境の保全の見地からの意見（日本語に
より、意見の理由を含めて記載すること。）

7 方法書説明会の開催を予定する日時及び場所

(1) 日時 令和7年3月12日（水）18時より

場所 伊方町串集会所（愛媛県西宇和郡伊方町串525番地）

(2) 日時 令和7年3月13日（木）18時より

場所 伊方町与修集会所（愛媛県西宇和郡伊方町与修888番
地）

(3) 日時 令和7年3月14日（金）18時より

場所 伊方町三崎支所（愛媛県西宇和郡伊方町三崎692番地）

・広報いかた 2025 年 3 月号掲載

町からのお知らせ
NEWS & INFORMATION

時とき 所ところ 内内容 対対象 定定員 金金額 申申し込み 問問合わせ 頁ページ

就学援助制度のお知らせ

伊方町では、経済的理由により就学困難な児童生徒について、小学校及び中学校における義務教育の円滑な実施に資することを目的として就学奨励のために必要な援助を実施しています。

認定基準 (いずれかに該当すること)

1. 生活保護の停止又は廃止となった方
2. 町民税非課税世帯の方
3. ひとり親家庭対象の児童扶養手当を支給されている方

※ 1～3 以外でも特別な事情のあるご家庭は学校にご相談ください。

援助内容

学校給食費、学用品費・通学用品費、野外活動費、修学旅行費など

申請方法

まず、お子さまが在学している（または入学する）学校にご相談ください。



IKATA Information

町からのお知らせ

申請の受付時期

- (1) 当初認定 令和 7 年 4 月まで
※ 新 1 年生は、この時期を過ぎると対象とならない援助費がありますのでご注意ください。
- (2) 追加認定（年度途中認定） 原則として随時受付
※ 認定の時期により金額が減ったり対象外となる援助費があります。

問 お子さまが在学している（又は入学する）学校
または教育委員会事務局学校教育係
TEL 38-2660

「(仮称) 三崎ウインドパークリプレース事業 環境影響評価方法書」の縦覧のお知らせ

伊方町において、三崎ウインド・パワー株式会社が計画している「(仮称) 三崎ウインドパークリプレース事業」に関して、愛媛県環境影響評価条例に基づく環境影響評価の調査、予測及び評価の手法をとりまとめた「環境影響評価方法書」を以下のとおり縦覧し、説明会を開催いたします。

縦覧書類 (仮称) 三崎ウインドパークリプレース事業 環境影響評価方法書

縦覧場所 伊方町役場、伊方町三崎支所、伊方町瀬戸支所

インターネットによる公表 <https://misakiwindpower.com> (縦覧開始日より)

縦覧期間 令和 7 年 2 月 28 日(金)～3 月 31 日(月) ※ (土)・(日)・祝は除く

意見受付期間 令和 7 年 2 月 28 日(金)～4 月 14 日(月)

環境影響評価方法書の内容に対するご意見・ご質問は、住所・氏名・内容を記載の上、縦覧場所の意見箱へ投函くださるか、お問い合わせ先へ 4 月 14 日(月) (当日消印有効) までに郵送でご提出ください。

環境影響評価方法書についての説明会

- ・令和 7 年 3 月 12 日(木) 18 時より、伊方町申集会所
- ・令和 7 年 3 月 13 日(金) 18 時より、伊方町与修集会所
- ・令和 7 年 3 月 14 日(土) 18 時より、伊方町三崎支所多目的会議室

意見書の提出及びお問い合わせ先

三崎ウインド・パワー株式会社
〒796-0811 愛媛県西宇和郡伊方町松4262番地 2



○インターネットによる「お知らせ」

- ・当社ホームページ

(仮称) 三崎ウインドパークリブレース事業環境影響評価方法書の縦覧 および説明会について

news

当社は、愛媛県環境影響評価条例に基づき、「(仮称) 三崎ウインドパークリブレース事業環境影響評価方法書」(以下、方法書) およびこれを要約した書類(以下、要約書)を2025年2月27日に愛媛県知事、伊方町長に提出いたしました。

方法書および要約書について、以下の通り縦覧するとともに、説明会を開催いたします。地域の皆さまや関係行政機関からのご意見をいただきながら、引き続き本事業の開発を進めてまいります。

<事業計画の概要>

事業の名称	(仮称) 三崎ウインドパークリブレース事業
事業者	三崎ウインド・パワー株式会社
対象事業実施区域	愛媛県西宇和郡伊方町
発電所出力	総発電出力：最大34,400kW 単機出力：最大4,300kW 風力発電機の基数：最大8基

<方法書の縦覧、意見書の提出方法および説明会の開催について>

1.方法書の縦覧

縦覧場所：愛媛県県民環境部環境局環境・ゼロカーボン推進課、伊方町役場、伊方町三崎支所、伊方町瀬戸支所

縦覧期間：2025年2月28日(金)から3月31日(月)まで

※土、日、祝日を除く開庁時

2.インターネットでの縦覧

表紙目次

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

第2章 対象事業の目的及び内容

第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況（自然的状況）

第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況（社会的状況）

第4章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法（環境影響評価の項目の選定）

第4章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法（調査、予測及び評価の手法の選定）

第5章 環境影響評価方法書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

資料編

要約書

3.意見書の提出方法

方法書について環境保全の観点からご意見をお持ちの方は、意見書を縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函いただくか、郵送によりお寄せください。

(1)意見書の受付期間

2025年2月28日(金)から4月14日(月)まで
 ※郵送の場合は4月14日(月)消印有効

(2)意見書への記載事項

- ・氏名および住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地）
- ・意見書の提出の対象である方法書の名称
- ・方法書について環境保全の観点からの意見（意見の理由を含めて記載してください。）

(3)意見書の郵送先

三崎ウィンド・パワー株式会社
 〒796-0811 愛媛県西宇和郡伊方町松4262番地2

意見書の様式は下記からもダウンロードできます。

[意見書PDF](#)

- ・意見書の提出の対象である方法書の名称
- ・方法書について環境保全の観点からの意見（意見の理由を含めて記載してください。）

(3)意見書の郵送先

三崎ウィンド・パワー株式会社
 〒796-0811 愛媛県西宇和郡伊方町松4262番地2

意見書の様式は下記からもダウンロードできます。

[意見書PDF](#)

4.説明会の開催

開催会場	開催日時
伊方町串集会所	2025年3月12日(水) 18:00～
伊方町与修集会所	2025年3月13日(木) 18:00～
伊方町三崎支所多目的会議室	2025年3月14日(金) 18:00～

・愛媛県 ホームページ

愛媛県

Ehime
Prefectural
Government



Language

閲覧補助

目的

くらし・防災

医療・福祉・
子育て

教育・
スポーツ

観光・文化・
国際交流

仕事・産業

現在地 [トップページ](#) > [組織でさがす](#) > [県民環境部 環境局](#) > [環境・ゼロカーボン推進課](#) > (仮称) 三崎ウイ

足あと [環境影響評価の実施状況](#) > [\(仮称\) 三崎ウインドパークリブレース事業](#) > [環境影響評価の実施状況](#) >



(仮称) 三崎ウインドパークリブレース事業

ページID : 0102922

更新日 : 2025年2月28日

[印刷ページ表示](#)

手続状況

方法書

対象事業の区分

風力発電所の設置の工事

事業名称

(仮称) 三崎ウインドパークリブレース事業

事業規模

総出力 最大34,400 kW

事業実施区域

愛媛県西宇和郡伊方町

関係地域

愛媛県西宇和郡伊方町

事業者

三崎ウィンド・パワー株式会社

公告・縦覧日

- 方法書公告・縦覧 令和7年2月28日～3月31日
- 準備書公告・縦覧
- 評価書公告・縦覧
- 事後調査報告書公告・縦覧

備考

このページに関するお問い合わせ先

環境・ゼロカーボン推進課 代表

〒790-0001 松山市一番町4-2 NTT愛媛ビル2棟

Tel : 089-912-2345 Fax : 089-912-2344

[メールでのお問い合わせはこちら](#)



愛媛県庁 法人番号1000020380008

〒790-8570 愛媛県松山市一番町4丁目4-2
電話番号（代表）089-941-2111

県庁ダイヤルイン電話番号表

- › このホームページについて
- › サイトマップ
- › 著作権・リンクについて
- › 広告募集
- › プライバシーポリシー

All Rights Reserved

お 知 ら せ

「(仮称) 三崎ウインドパークリブレース事業 環境影響評価方法書」を次のとおり備え付けておりますので、ご覧ください。

1. 縦覧期間

令和7年2月28日(金)から令和7年3月31日(月)まで
(土・日・祝日及び閉庁日は除きます。)

2. 縦覧時間

開庁時

3. 閲覧用紙の記入

方法書をご覧になられた方は、恐れ入りますがご意見の有無にかかわらず、備え付けの用紙に住所・氏名をご記入の上、ご投函ください。

4. 意見書の受付

「(仮称) 三崎ウインドパークリブレース事業 環境影響評価方法書」について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、備え付けの用紙のご記入欄に意見の理由を含めてご記入の上、意見書箱にご投函頂くか、下記住所までご郵送願います。

○受付期間 令和7年2月28日(金)から令和7年4月14日(月)まで

○送付先(郵送の場合)

〒796-0811

愛媛県西宇和郡伊方町松 4262 番地 2

三崎ウインド・パワー株式会社

○記載事項

- ①氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- ②意見書の提出の対象である方法書の名称
- ③方法書についての環境の保全の見地からの意見(日本語により意見の理由を含めて記載してください。)

※方法書及び要約書は下記 URL でも公表しています。

<https://misakiwindpower.com>

以上

ご住所

ご氏名

恐れ入りますが、ご意見の有無にかかわらず、住所・氏名をご記入の上、ご投函ください。

2025 年 (令和 7 年) 月 日

[illegible]

2: この用紙に書ききれない場合は、裏面又は同じ大きさ（A4サイズ）の用紙をお使いください。

「(仮称)三崎ウインドパークリプレース事業に係る環境影響評価方法書」

住民説明会における意見の概要及び事業者の回答について

三崎ウインド・パワー株式会社

代表取締役 岡垣 啓司

No.	住民説明会における意見の概要	事業者の回答
1	今回の住民説明会に参加していない住民も多いと思うが、本事業への関心が低い理由についてどう考えているか。個人的には、現在騒音等の観点で不満を抱いている住民が少ないためではないかと考えている。	既設事業において騒音等の観点で不満を抱いている住民の方が少なく、生活の中で風車の影響が相対的に低いためではないかと考えている。
2	既設事業では事業開始当初に騒音や影等の問題があったが、その後解決され、現在は地元住民にもある程度受け入れられていると感じている。	リプレース事業に関しても、引き続き地域の皆様と良好な関係性を維持しながら進めていきたいと考えている。
3	既設事業からリプレース事業にかけて発電容量が大きくなることにより、騒音の観点での影響はあるか。	事業全体の発電容量や1基あたりの出力は既設事業からリプレース事業にかけて大きくなるが、風車の基数は減少予定であり、必ずしも騒音影響が増大するものではないと考えている。今後、環境影響評価の中でも、各地区への騒音影響について調査し、県の審査等も通して適切に対応していく。
4	風車が大型化することに伴う低周波音や超低周波音の影響について懸念はあるか。	低周波音や超低周波音は風車特有のものではなく、バスやトラックのエンジン音等、様々な生活環境にも存在するものだが、今後の環境影響評価の中で調査し、影響を評価していく。
5	新設する風車ではブレードが長くなるが、分割せずに輸送するのか。また、本エリアの道路はカーブが多いが、輸送上問題はないか。	新設風車のブレードは分割せず一体で輸送することになる。また、カーブがきつい箇所については、特殊車両を用いてブレードを起立させた状態で輸送する予定だが、必要に応じて道路の拡幅も検討していく。
6	想定される輸送路上で、凸凹や傾斜のきつい箇所があり、ブレードの輸送にあたって道路が損傷することを懸念している。	ご指摘いただいた道路の路面状況については、道路管理者と情報共有を行っており、現時点では、特別な対策工事を行わなくても通行可能との見解をいただいている。今後も適宜協議を行いつつ、安全な輸送方法を検討し

		ていく。
7	リプレース事業においては、既設風車の設置位置に新設風車を設置するのか。	リプレース事業の風車配置については現在検討中だが、可能な限り既設風車の設置位置を活用する方針である。
8	既設事業からリプレース事業にかけて、20 基から最大 8 基に基数が減るとのことだが、空いた土地はどのように活用するのか。	撤去後の空きスペースの活用方法については現時点では決まっていないが、今後、地域の皆様のご意見を伺いながら検討させていただきたい。
9	既設風車について、見学施設としての活用を検討できないか。	撤去後の風車や跡地の活用については、今回提案いただいた案も含めて今後検討していきたい。安全性の確保を前提に、引き続き伊方町や地域の皆様にご相談しつつ進めていく。
10	(撤去後の跡地利用について、事業者側より、別途住民の方から見学施設の提案を受けたことを伝達) 既設風車を観光目的で展示すること等はせず、新設風車を見に来てもらうことが良いのでは。	撤去後の風車について、モニュメント等として残す必要はないというご意見として受け止める。今後も地域の皆様のご意見をいただきながら検討していきたい。
11	11 号機付近の公園は残るのか。公園には公衆トイレがあり、観光客からも「あの場所に綺麗なトイレがあって良かった」という話を聞く。	11 号機付近の公園については、伊方町所有物であるため協議していく必要はあるが、現時点で改変することではなく、そのまま残すことを予定している。
12	現段階では聞きたいことはないが、調査結果が出た後に、説明会等を通して意見を伝えることができるという理解で良いか。	今回ご説明差し上げた調査手法に基づき今後約 1 年間調査を実施し、結果がまとまり次第説明会を開催する予定である。その際に、改めて地域の皆様からご意見をいただきたいと考えている。

「(仮称)三崎ウインドパークリプレース事業に係る環境影響評価方法書」
に係る伊方町意見に対する事業者の見解について

三崎ウインド・パワー株式会社
代表取締役 岡垣 啓司

No.	伊方町意見	事業者の見解
1	本事業は、三崎ウインド・パワー(株)が伊方町において、平成19年3月から稼働している風力発電設備20基(総出力20,000kW、定格出力1,000kW)を撤去し、新たに大型化した風力発電設備最大8基(総出力を34,400kW、定格出力4,300kW)に建替える事業である。 このため、風力発電設備の大型化や設置場所等により、周辺地域の生活環境や自然環境に影響を及ぼす恐れがあるため、その対策には万全を期す必要がある。	事業計画の策定にあたっては、周辺地域の生活環境や自然環境に与える影響を可能な限り回避又は低減するよう努めてまいります。
2	①環境影響評価を行う過程において、評価項目及び手法の選定等に係る事項に新たな事情が生じた場合は、必要に応じて評価項目及び手法の見直しを行うなど、適切に対応すること。	今後、評価項目及び手法の選定等に係る事項に新たな事情が生じた場合は、必要に応じて評価項目及び手法の見直しを行う等、適切に対応いたします。
3	②事業周辺地域住民の一部の方から、騒音等の懸念により建設反対の意見が伊方町に提出されているため、地域住民等に丁寧な説明を行い、理解を得られるよう十分に配慮すること。	住民説明会以降も対象事業実施区域周辺の地区長等と会話を継続しております。今後も地域住民等に丁寧な説明を行い、理解を得られるよう十分に配慮いたします。
4	③動植物の生息・生育環境の保全など、本事業の実施に伴う環境影響が回避又は低減されるよう十分に配慮すること。	事業計画の策定にあたっては、動植物の生息・生育環境の保全等、本事業の実施に伴う環境影響を可能な限り回避又は低減するよう十分に配慮いたします。
5	④新規風力発電機の構造は既設の1.50倍以上となる計画であるため、騒音・超低周波音・風車の影による住宅・農地等の周辺施設への影響を可能な限り回避、低減できるよう十分に配慮すること。	風力発電機の機器選定や配置等の検討にあたっては、騒音・超低周波音・風車の影による住宅・農地等の周辺施設への影響を可能な限り回避又は低減するよう十分に配慮いたします。